

社団法人 日本家政学会関東支部

平成 23 年度 通常総会議案書

(社)日本家政学会関東支部

社団法人日本家政学会関東支部 平成 23 年度通常総会次第

日時：平成 23 年 4 月 16 日（土）12 時 45 分～13 時 15 分

会場：共立女子大学

1. 開会

2. 支部長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第一号議案 平成 22 年度事業報告の承認に関する件

第二号議案 平成 22 年度収支決算報告に関する件

第三号議案 平成 22 年度監査報告の件

第四号議案 平成 23 年度事業計画案の件

第五号議案 平成 23 年度収支予算案の件

第六号議案 関東支部規約等の改正案の件

5. 議長解任

6. 閉会

【第一号議案】平成 22 年度事業報告の件

1. 総務関係

(1) 会員の状況（平成 23 年 3 月現在）

正会員 1 1 3 0 名（永年会員 3 0 名を含む）

学生会員 9 5 名

計 1 2 2 5 名

名誉会員 1 1 名（支部に属さず、参考）

(2) 総会（規約第 11 条（1））

2.1) 通常総会

平成 22 年 4 月 17 日（土） 於 共立女子大学

平成 21 年度事業報告及び収支決算

平成 22 年度事業計画及び予算案の承認など

(3) 役員会開催（規約第 11 条（3））

3.1) 第 1 回 平成 22 年 4 月 17 日（土） 於 共立女子大学

出席（15 名）：支部長、副支部長 2、幹事 9、監事 2、オブザーバー 1

3.2) 第 2 回 平成 22 年 4 月 17 日（土） 於 共立女子大学

出席（23 名）：支部長、副支部長 2、幹事 17、監事 2、オブザーバー 1

3.3) 第 3 回 平成 22 年 6 月 19 日（土） 於 共立女子大学

出席（21 名）：支部長、副支部長 2、幹事 15、監事 2、オブザーバー 1

3.4) 第 4 回 平成 22 年 9 月 13 日（月）

於 エフシージー総合研究所（フジテレビ商品研究所）

出席（20 名）：支部長、副支部長 2、幹事 15、監事 1、オブザーバー 1

3.5) 第 5 回 平成 22 年 11 月 13 日（土） 於 共立女子大学

出席（18 名）：支部長、副支部長 2、幹事 13、監事 1、オブザーバー 1

3.6) 第 6 回 平成 23 年 2 月 22 日（火） 於 東京医療保健大学五反田校舎

出席（23 名）：支部長、副支部長 2、幹事 17、監事 1、オブザーバー 1

(4) 学会賞・奨励賞・功労賞の推薦

4.1) 学会賞・奨励賞の推薦はなし。

4.2) 功労賞候補者として、東京農業大学本間清一氏、実践女子大学鎌田佳伸氏を推薦した。

2. 財務関係

2 件の見学会費用がほとんど不要であったため、予算内の支出でおさまった。文書送付では可能な限りメール添付ファイルを用いる、卒業論文・修士論文発表会の研究交流会の簡素化など経費の削減につとめている。しかし、当期分の収支では 10 万を超える赤字である。

次年度は、選挙を予定しており、さらなる支出の増加が予想される。大幅に預貯金を取り崩さなければならない状況であり、学会本部の事業公募金の獲得他、今年度以上の支出削減の努力が必要と考えられる。

3. 企画関係

(1) 研究発表会（規約第 4 条（1））

1.1) 第 13 回家政学関連卒業論文・修士論文発表会

平成 23 年 2 月 22 日（火） 於 東京医療保健大学 13:00～18:00（研究交流会含む）

演題数 21 件（卒論 16 件、修論 5 件）、

参加者 97 名（内発表者 26 名）

優秀な発表に対し修論 2 題と卒論 4 題について表彰を行った。

(2) 講習会（規約第 4 条（2））

2.1) パソコン講習会

「PowerPoint をもっと使いこなそう！ーより効果的に使いこなすためのテクニックー」

平成 22 年 4 月 17 日（土） 於 共立女子大学 13:00～16:00

講師：五十嵐一成氏（英揮情報システム）

参加者 34 名 内訳（正会員 30 名、学生会員 2 名、非会員 2 名）

(3) 見学会・講演会（規約第 4 条（2）（3））

3.1) 見学・講演会 「暮らしを科学するマスコミの研究所とフジテレビの見学」

平成 22 年 9 月 13 日（月） 午前の回 10:00～12:30、午後の回 13:30～16:00

於 フジテレビ（お台場）、FCG 総合研究所（天王洲アイル）

講演：FCG 総合研究所暮らしの科学部長 菅沼薫氏「フジテレビ商品研究所の役割」

見学：フジテレビ、フジテレビ商品研究所（商品、美容、食品、カビ、ダニなど家屋害虫など）

参加者 38 名（正会員 26 名、学生会員 0 名、非会員 12 名）

3.2) 見学・公開講演会 「洗濯に関する講演会およびクリーニング工場・洗濯資料館の見学会」

平成 22 年 11 月 15 日（月） 13:45～16:30

於 白洋舎東京支店

講演会：「商業クリーニングの概要と衣類トラブルについて」
講師：長谷川千恵氏（白洋舎洗濯科学研究所 副主任研究員）
参加者 38 名（正会員 10 名、非会員（学生） 28 名）

4. 広報関係

(1) 関東支部ホームページの管理

昨年度に引き続き、（株）シーサイドネットとの間でサーバー使用に関する契約（セキュアレンタルサーバーサービス [C'S SERVER Professional]）の更新を行った。同様に、（有）クリエイティブ・プラントとの間でホームページ管理に関する契約の更新を行い、役員会抄録や各企画の案内等のホームページへの掲載を依頼し、掲載状況を確認した。

(2) 関東支部メールニュースの配信

メールニュース受信用のアドレス登録を勧誘した。平成23年2月14日現在で、240名が登録している。平成22年度はメールニュースを8回（No.18～25）配信した。

メールニュース購読促進のための方策を検討し、メールアドレスが登録されている支部会員全員にメールニュースを配信するための作業を行った。

(3) その他の活動

関東支部ホームページに見学会、講演会、家政学関連卒論・修論発表会、パソコン講習会の案内、家政学関連のイベント案内やポスターを掲載し、広く広報活動を行った。

5. 若手の会の活動

(1) 幹事会開催

- 1.1) 第1回 平成22年5月15日（土） 於 共立女子大学 出席：幹事4名
- 1.2) 第2回 平成22年8月7日（土） 於 Switch Station!浦安内セミナールーム
出席：幹事5名
- 1.3) 第3回 平成22年11月20日（土） 於 共立女子大学 出席：幹事6名

(2) 企画関係

2.1) 見学会

「安全性からみた調理とエコな住宅の見学」

平成22年8月7日（土） 於 Switch Station!浦安 13:00～16:30

参加者8名（正会員6名、非会員2名（内学生2名））

2.2) 実践講座

「家政学分野をめぐろう！デンプンの調理科学」

平成 22 年 11 月 20 日（土） 於 共立女子大学 13:30～16:30

参加者 12 名（正会員 8 名、非会員 4 名（内学生 4 名））

(3) 広報関係

3.1) 関東支部若手の会ホームページの管理

幹事情報の更新や企画の案内や活動報告の掲載を依頼し、掲載状況を確認した。

3.2) その他の活動

若手の会ホームページに企画の案内やポスターを掲載したほか、関東支部や全国若手の会と連携し、両団体が管理・配信するメールニュースに企画の案内を掲載した。

また、これまでの若手の会の企画に参加した方のうち、希望者には、企画の案内等の活動情報を送付し、広報を行った。なお、活動情報配信希望登録数は計 51 名（うち、学生 5 名）である。

【第二号議案】平成22年度収支決算報告の件

【第二号議案】平成22年度収支決算報告の件

平成22年度 関東支部収支決算

収入の部 単位:円

	予算	決算	差異	備考
本部交付金	707,250	750,250	43,000	本部交付金(707,250+関東支部本部(2022年度)43,000)
利息	300	218	-82	
寄付金	0	0	0	
当期収入合計(a)	707,550	750,468	42,918	
前期繰越収支差額	817,260	817,260	0	
収入合計(b)	1,524,810	1,567,728	42,918	

支出の部 単位:円

	予算	決算	差異	備考
1.管理費関係				
会議費	80,000	79,376	-624	
旅費交通費	140,000	122,890	-17,110	
通信運搬費	20,000	2,800	-17,200	
消耗品費	10,000	0	-10,000	
人件費	5,000	0	-5,000	
印刷費	10,000	0	-10,000	
小計	265,000	205,066	-59,934	
2.事業関係費				
総会費	130,000	66,840	-63,160	
見学会・講習会	120,000	87,047	-32,953	
研究発表会	250,000	218,463	-31,537	
研究助成(若手の会)	100,000	100,420	420	
HP維持管理費	250,000	222,735	-27,265	
選学費	0	0	0	
小計	850,000	695,505	-154,495	
3.その他				
予備費	30,000	0	-30,000	
小計	30,000	0	-30,000	
当期支出合計(c)	1,145,000	900,571	-244,429	
当期収支差額(a-c)	-437,450	-150,103	287,347	
次期繰越収支差額(b-c)	379,810	667,157	287,347	

現金預金の期末残高内訳

	22年度
手許現金	62,582
普通預金(みずほ)	0
通常貯金(ゆうちょ)	604,575
合計	667,157

私ども監事は、関東支部の監査を行った結果、支部規約に則った適正な事業、適正な収支決算がなされていることを認めます。

平成23年4月 / 日

監事 生野晴美

印

監事 川嶋 口ほる

印

支部名: 関東支部			
平成22年度 関東支部預金収支決算			
普通預金(みずほ) 単位: 円			
	費目名	収入金額	支払金額
収入	繰入金	5,213	
	学会本部より	750,250	
	利息	86	
	収入合計	755,549	
支出	引出		401,869
	事業②研究発表会場費		30,420
	事業④若手の会		100,420
	事業⑤HP維持管理費用		222,735
	手数料		105
	支出合計		755,549
収支差額(次期繰越額)			0
通常貯金(ゆうちょ)			
	費目名	収入金額	支払金額
収入	新規預け入れ	604,443	
	利息	132	
	収入合計	604,575	
支出	支出合計		0
収支差額(次期繰越額)			604,575
平成22年度家政学会卒論修論発表会本部支援金報告			
	費目名	収入金額	支払金額
収入	学会本部支援金	43,000	
	一般会計より補填	38,463	
	収入合計	81,463	
支出	会場費		30,420
	要旨集ポスター作製		21,043
	アルバイト代		30,000
	支出合計		81,463
収支差額			0
* 研究交流会と参加賞授与分の支出を除く			

財産目録(貸借対照表) 一支部一
(平成23年3月31日現在)

支部名(関東支部)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
手許現金	62,582	61,510	1,072
普通預金(みずほ銀行)	0	5,213	▲ 5,213
通常貯金(ゆうちょ銀行)	604,575	0	604,575
流動資産合計	667,157	67,260	599,897
2. 固定資産			
定期預金	0	750,000	0
固定資産合計	0	750,000	0
資産合計	667,157	817,260	▲ 150,103
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払い金	0	0	0
負債合計	0	0	0

監査報告書

私ども監事は、関東支部の監査を行った結果、平成22年度の計算書類が正しく示されているものと認めます。

平成23年 4月 / 日

監事 氏名 生野晴美 (印)

監事 氏名 川崎 かほ子 (印)

【第三号議案】 監査報告の件

家政学会関東支部規程に基づき、支部事業及び支部会計の監査を実施した。支部監事は役員会に陪席して審議経過を傍聴し、支部事業に参加してその実行状況を観察するとともに、支部長と会計幹事から事業及び決算に関する報告と説明を受けた。以下は監査報告である。

1. 総務関係

支部に所属する会員数は約 1200 名で微減傾向である。役員会の出席状況は良好で、適正な運営が行なわれている。また、功労賞候補者の推薦など本部との連携も行われている。

2. 財務関係

決算報告書は予算の区分に従い、決算の状況を正しく表示していると認められる。

平成 22 年度の単年度収支は、経費節減に努めたが、約 15 万円の支出超過である。平成 23 年度は役員選挙が行われるため支出増が見込まれ、預貯金からの充当が必要となる。さらなる経費節減、若手の会交付金額の見直し、学会本部の公募金の獲得が必要である。

3. 企画関係

事業の実績に関する報告書は、実施状況を正しく反映している。

平成 22 年度は、講習会 1 回、見学会 2 回、公開講演会 1 回、修論・卒論発表会を開催している。参加者数はいずれも良好で、公開講演会は非会員が多く公益事業としても有効であった。発表会は、件数は前年度並み、参加者は前年度比 15% 増であった。

4. 広報関係

支部ホームページは支部活動の広報に役だっており、役員連絡用メーリングリストは役員間の情報共有及び支部運営に十分に機能している。メールニュースの配信回数は増えている。メールニュースの登録者数は、会員名簿のアドレス登録により支部会員の 25% に増えたが、登録者数の増加やアドレス訂正について具体的な方策の検討が必要である。

5. 若手の会

見学会 1 回に加え、新たに実践講座 1 回を開催しているが、参加者は多くなく、活性化について努力が望まれる。

6. その他

なし

以上、当支部の事業及び運営は概ね順調に行われていると認められる。家政学会規程もしくは家政学会関東支部規程に反する事項はないと認められる。付言としては、支部の活動が役員中心に行われている感があり、一般会員の積極的参加が求められる。

【第四号議案】平成 23 年度事業計画案の件

1. 総務関係

(1) 総会（規約第 11 条（1））

1.1) 通常総会

平成 22 年 4 月 16 日（土）に共立女子大学において開催する。

1.2) 臨時総会

次期役員選挙後、臨時総会を 11 月に開催する。

(2) 役員会開催（規約第 11 条（3））

年 7 回の開催を予定している。

(3) 選挙管理委員会の開催（規約第 8 条）

次期役員選挙のために、選挙管理委員会を開催し、役員選挙の実務を行う。

(4) 学会賞・奨励賞・功労賞の推薦

関東支部推薦の学会賞・奨励賞・功労賞の候補者の選考を行う。また、公益信託家政学研究助成基金の助成などについても申請することを推奨する。

2. 財務関係

今年度は役員改選の年であり、選挙費用を計上している。その他の事業に関しては、経費を削減して予算案を策定した。

3. 企画関係

(1) 研究発表会（規約第 4 条（1））

1.1) 第 14 回家政学関連卒業論文・修士論文発表会

平成 24 年 2 月下旬～3 月上旬に開催を予定している。

(2) 講習会（規約第 4 条（2））

2.1) パソコン講習会

「Adobe Acrobat 9 Pro 基本講座—基本から効果的に使いこなすためのテクニック—」

平成 23 年 4 月 16 日（土）13：30～16：30 於 共立女子大学

講師：エスエイティーティー（株）遠藤明久氏

(3) 見学会・講演会（規約第 4 条（2）（3））

年 2 回の見学会・講演会、サイエンスカフェを予定している。

4. 広報関係

関東支部ホームページの内容整備や積極的な記事の掲載、更新、メールニュースの配信やアドレス登録呼びかけなどの広報活動を行う。具体的には、アドレス登録の簡素化による登録数の増加に努める。関東支部ホームページにアップロードした記事は必ず、家政学会のホームページなどにリンクを張る。

5. 若手の会の活動

今年度より、家政学各分野の実践講座をシリーズ化して実施することとした。来年度はその第 2 回という位置づけで住居分野（主として高齢期の住環境整備）をテーマに、見学会及び講演会と講座（研究紹介を含む）の実施を予定している。

その他、若手の会幹事会や勉強会等も企画していく予定である。また、家政学会全国若手の会をはじめ、関連する他組織の若手の会等との連携を深めていく。これらの活動を通して若手の研究者同士の交流を図り、企画・実行の実績を重ねたうえで活動範囲を広め、中長期的には公開講座実施を目標としていく。

【第五号議案】平成 23 年度収支予算案の件

平成23年度 関東支部収支予算(案)				
収入の部				単位:円
	予算	前年度予算	差異	備考
本部交付金	702,500	707,250	4,750	
公募分事業費	0	0	0	
利息	300	300	0	
寄付金	0	0	0	
当期収入合計(a)	702,800	707,550	4,750	
前期繰越収支差額	667,157	817,260	150,103	
収入合計(b)	1,369,957	1,524,810	154,853	
支出の部				単位:円
	予算	前年度予算	差異	備考
1.管理費関係				
会議費	80,000	80,000	0	
旅費交通費	130,000	140,000	10,000	
通信運搬費	10,000	20,000	10,000	
消耗品費	10,000	10,000	0	
人件費	5,000	5,000	0	
印刷費	10,000	10,000	0	
小計	245,000	265,000	20,000	
2.事業関係費				
総会費	100,000	130,000	30,000	
見学会・講習会	200,000	120,000	-80,000	
研究発表会	200,000	250,000	50,000	
研究助成(若手の会)	30,000	100,000	70,000	
HP維持管理費	250,000	250,000	0	
選挙費	200,000	0	-200,000	
小計	980,000	850,000	-130,000	
3.その他				
予備費	30,000	30,000	0	
小計	30,000	30,000	0	
当期支出合計(c)	1,255,000	1,145,000	-110,000	
当期収支差額(a-c)	-552,200	-437,450	114,750	
次期繰越収支差額(b-c)	114,957	379,810	264,853	

(関東支部)収支予算書			
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)			
科目	予算額	前年度予算額	増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用益			
特定資産運用益			0
入会金収入			0
会費収入			0
会誌購読料等収入			0
大会等収入	0	0	0
広告料収入			0
学会刊行物売上収入			0
著者負担金収入			0
補助金収入			0
一般寄付金収入			0
特別寄付金収入			0
雑収入	300	300	0
他会計からの繰入金収入	702,500	707,250	▲ 4,750
事業活動収入計	702,800	707,550	▲ 4,750
2. 事業活動支出			
① 事業費支出			
大会・研究発表会等開催経費	190,000	240,000	▲ 50,000
講演会・シンポジウム等開催経費	200,000	400,000	▲ 200,000
学会誌等刊行費	0	0	0
研究発表要旨集代	10,000	10,000	0
研究補助費	30,000	100,000	▲ 70,000
表彰費	0	0	0
関連学会協力費			0
広報費	250,000	250,000	0
給料手当			0
臨時雇賃金	5,000	5,000	0
旅費交通費	0	70,000	▲ 70,000
通信運搬費	10,000	20,000	▲ 10,000
消耗品費	5,000	10,000	▲ 5,000
印刷費	10,000	10,000	0
雑費	30,000	30,000	0
② 管理費支出			
給料手当			0
臨時雇賃金			0
退職給付			0
福利厚生費			0
総会費	100,000		100,000
会議費	80,000		80,000
旅費交通費	130,000		130,000
通信運搬費	200,000		200,000
備品費	0		0
消耗品費	5,000		5,000
修繕費			0
印刷費	0		0
光熱水料費			0
事務委託費			0
事務所管理費			0
諸謝金			0
租税公課			0
支払負担金			0
雑費	0		0
減価償却費			0
他会計への繰入金支出			0
事業活動支出計	1,255,000	1,145,000	110,000
事業活動収支差額	▲ 552,200	▲ 437,450	▲ 114,750
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入		50,000	▲ 50,000
2. 投資活動支出			0
投資活動収支差額	0	50,000	▲ 50,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出			
当期収支差額	▲ 552,200	▲ 387,450	▲ 164,750
前期繰越収支差額	667,157	67,260	599,897
次期繰越収支差額	114,957	▲ 320,190	435,147

【第六号議案】 関東支部規約等の改正案の件

1. 支部規約の改正案

「社団法人日本家政学会定款」の改定に伴い、「社団法人日本家政学会関東支部規約」の改正を行う。

2. 関東支部役員選出に関する申し合わせの改正案

「社団法人日本家政学会 支部選挙規程」の改定に伴い、「社団法人日本家政学会関東支部役員選出に関する申し合わせ」の改正を行う。

「一般社団法人日本家政学会 関東支部規約」(改正案)

改正案 <u>アンダーライン部分</u>	現行
<p>本支部規約は、<u>一般社団法人日本家政学会定款</u>をもとにして定める。</p> <p>(名 称)</p> <p>第 1 条 本支部は、<u>一般社団法人日本家政学会</u>関東支部と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 2 条 本支部の事務所は支部長の任地に置く。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 3 条 本支部は支部の家政学ならびにその教育に関する研究の促進と普及をはかることを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第 4 条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 研究発表会の開催</p> <p>(2) 講演、講習会の開催</p> <p>(3) その他必要な事業</p> <p>(部 会)</p> <p>第 5 条 本支部は、<u>役員会</u>の議決を経て、部会をおくことができる。</p> <p><u>(会 員)</u></p> <p>第 6 条 本支部は関東地方及び静岡県、山梨県、新潟県に在住する日本家政学会会員をもって組織する。</p> <p><u>(役 員)</u></p> <p>第 7 条 本支部に次の<u>役員</u>をおく。</p> <p>支部長 1 名</p> <p>副支部長 2 名</p> <p><u>幹事</u> 27 名以内とする</p> <p><u>監事</u> 2 名</p>	<p>本支部規約は、社団法人日本家政学会定款をもとにして定める。</p> <p>第 1 条(名 称) 本支部は、社団法人日本家政学会関東支部と称する。</p> <p>第 2 条(事務所) 本支部の事務所は支部長の任地に置く。</p> <p>第 3 条(目 的) 本支部は支部の家政学ならびにその教育に関する研究の促進と普及をはかることを目的とする。</p> <p>第 4 条(事 業) 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 研究発表会の開催</p> <p>(2) 講演、講習会の開催</p> <p>(3) その他必要な事業</p> <p>第 5 条(部 会) 本支部は、支部役員会の議決を経て、部会をおくことができる。</p> <p>第 6 条 (支部会員) 本支部は関東地方及び静岡県、山梨県、新潟県に在住する日本家政学会会員をもって組織する。</p> <p>第 7 条 (支部役員) 本支部に次の支部役員をおく。</p> <p>支部長 1 名</p> <p>副支部長 2 名</p> <p>支部幹事 27 名以内とする</p> <p>支部監事 2 名</p>

<p>(<u>役員</u>の選出)</p> <p>第8条 <u>役員</u>は、関東支部に所属する正会員の中から選挙によって選出し、<u>総会の承認を受ける</u>。<u>役員</u>の選出は、別に定める「(社)日本家政学会関東支部役員選出に関する申し合わせ」によって行う。</p> <p>(<u>役員</u>の職務)</p> <p>第9条 <u>役員</u>の職務は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支部長は支部を代表し、会務を統轄する。 (2) 副支部長は支部長を補佐し、<u>支部長に事故あるときはその代理をつとめる</u>。 (3) <u>幹事</u>は支部の重要事項を審議し、執行する。 (4) <u>監事</u>は支部事業および支部会計の監査を行う。 <p>(<u>役員</u>の任期)</p> <p>第10条 <u>役員</u>の任期は2ヵ年とし、<u>再任を妨げない</u>。但し、同じ役職を3期以上つづけることはできない。尚、<u>役員</u>の交代は本部役員の交代時と同一とする。</p> <p>(<u>役員</u>の解任)</p> <p>第11条 <u>役員</u>については、<u>支部総会の決議によって解任することができる</u>。</p> <p>(会 議)</p> <p>第12条 通常総会は年一回支部長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 総会は支部の重要事項について議決する。 (3) <u>役員会</u>は<u>役員</u>によって構成される。 (4) 役員会は支部長が適宜招集し、議長となる。 <p>(会 計)</p> <p>第13条 支部の会計は本部からの交付金、その他によりまかなう。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第8条(支部役員の選出) 支部役員は、関東支部に所属する正会員の中から選挙によって選出する。支部役員の選出は、別に定める「(社)日本家政学会関東支部役員選出に関する申し合わせ」によって行う。</p> <p>第9条(支部役員の職務) 支部役員の職務は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 支部長は支部を代表し、会務を統轄する。 (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその代理をつとめる。 (3) 支部幹事は支部の重要事項を審議し、執行する。 (4) 支部監事は支部事業および支部会計の監査を行う。 <p>第10条(支部役員の任期) 支部役員の任期は2ヵ年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職を3期以上つづけることはできない。尚、支部役員の交代は本部役員の交代時と同一とする。</p> <p>第11条(会 議) 通常総会は年一回支部長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 総会は支部の重要事項について議決する。 (3) 支部役員会は支部役員によって構成される。 (4) 支部役員会は支部長が適宜招集し、議長となる。 <p>第12条(会 計) 支部の会計は本部からの交付金、その他によりまかなう。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
---	---

<p><u>(事業計画及び予算)</u> <u>第 14 条 支部の事業計画及び予算については、本部理事会に報告するものとする。</u></p> <p><u>(事業報告及び決算)</u> <u>第 15 条 支部の事業報告及び決算については、本部理事会に報告するものとする。</u></p> <p><u>(規約の変更)</u> <u>第 16 条 本規約の変更は支部総会の議を経て決定し、本部理事会に報告する。</u></p> <p>附則 本規約は昭和 59 年 7 月 14 日から施行する。 本規約は平成 4 年 1 月 18 日から改正施行する。 本規約は平成 7 年 4 月 22 日から改正施行する。 本規約は平成 15 年 4 月 19 日から改正施行する。 本規約は平成 16 年 4 月 17 日から改正施行する。 本規約は平成 19 年 4 月 21 日から改正施行する。 <u>本規約は平成 23 年 4 月 16 日から改正施行する。</u></p>	<p>第 13 条(規約の変更) 本規約の変更は支部役員会の議を経て、支部総会の承認を得なければならない。</p> <p>附則 本規約は昭和 59 年 7 月 14 日から施行する。 本規約は平成 4 年 1 月 18 日から改正施行する。 本規約は平成 7 年 4 月 22 日から改正施行する。 本規約は平成 15 年 4 月 19 日から改正施行する。 本規約は平成 16 年 4 月 17 日から改正施行する。 本規約は平成 19 年 4 月 21 日から改正施行する。</p>
--	---

「一般社団法人日本家政学会 関東支部役員選出に関する申し合わせ」改正案

改正案 <u>アンダーライン部分</u>	現行
<p>この申し合わせは、支部役員が一部の会員に偏ることのないようにするために、人材を多くの大学、短大、会社等から広く求め、且つ、学会の活性化をはかることを基本として制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>1. この申し合わせは、（社）日本家政学会関東支部規約第8条に定める支部役員の選出、並びに、（社）日本家政学会支部選挙規程に定める関東支部選出の理事候補者と代議員の選出につき必要事項を定める。</p> <p>（選挙人）</p> <p>2. この申し合わせで定める選挙人は、支部役員改選選挙実施年度の6月末日現在において、関東支部に所属する正会員とする。</p> <p>（被選挙人）</p> <p>3. この申し合わせで定める被選挙人は、支部役員改選選挙実施年度の6月末日現在において、関東支部に所属する正会員でなければならない。</p> <p>（支部長候補者の選出）</p> <p>4. 1）支部長候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。</p> <p>2）支部長候補者の年齢は、65歳までを目途とする。</p> <p>3）支部長候補者の被選挙人として、支部役員経験者の中から3名程度を支部役員会において選出する。</p> <p>4）ただし、（社）日本家政学会の会長、副会長、関東支部長の経験者は被選挙人としなない。</p>	<p>この申し合わせは、支部役員が一部の会員に偏ることのないようにするために、人材を多くの大学、短大、会社等から広く求め、且つ、学会の活性化をはかることを基本として制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>1. この申し合わせは、（社）日本家政学会関東支部規約第8条に定める支部役員の選出並びに（社）日本家政学会役員選出規程に定める関東支部選出の理事被選挙人と代議員の候補者の選出につき必要事項を定める。</p> <p>（選挙人）</p> <p>2. この申し合わせで定める選挙人は、支部役員改選選挙実施年度の7月1日現在において、関東支部に所属する正会員とする。</p> <p>（被選挙人）</p> <p>3. この申し合わせで定める被選挙人は、支部役員改選選挙実施年度の7月1日現在において、関東支部に所属する正会員でなければならない。</p> <p>（支部長候補者の選出）</p> <p>4. 1）支部長候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。</p> <p>2）支部長候補者の年齢は、65歳までを目途とする。</p> <p>3）支部長候補者の被選挙人として、支部役員経験者の中から3名程度を支部役員会において選出する。</p> <p>4）ただし、（社）日本家政学会の会長、副会長、関東支部長の経験者は被選挙人としなない。</p>

5) 2名の副支部長は、支部長候補者が選挙で選出された支部幹事候補者の中から指名し、支部役員会の承認を受ける。

(支部幹事候補者の選出)

5. 1) 支部幹事候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。

2) 支部幹事候補者の年齢は、60歳までを目途とする。

3) 支部幹事候補者は、支部役員会のメンバーとして支部活動を支えることができるものとする。

4) 支部幹事候補者の被選挙人の選出にあたっては、支部役員会において役員改選選挙実施年度の6月末且現在の県別の会員数から1都9県の被選挙人の配分数を決め、選出する。

5) ただし、被選挙人の所属している団体(大学、短大、会社、他)の所在地、および居住地を考慮し、研究領域および所属の偏りが生じないように注意する。

6) 支部役員会において選出された約55名の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、21位までの候補者に、次期支部長候補者が研究領域および所属機関所在地の偏りの是正等のために指名する4名以内を加えて支部幹事候補者とする。

(支部監事候補者の選出)

6. 1) 支部監事候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。

2) 支部監事の被選挙人としては、65歳までを目途とし、支部役員経験者とする。

3) 支部役員会において選出された約5名の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、2位までの候補者をもって支部監事候補者とする。

5) 2名の副支部長は、支部長候補者が選挙で選出された支部幹事候補者の中から指名し、支部役員会の承認を受ける。

(支部幹事候補者の選出)

5. 1) 支部幹事候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。

2) 支部幹事候補者の年齢は、60歳までを目途とする。

3) 支部幹事候補者は、支部役員会のメンバーとして支部活動を支えることができるものとする。

4) 支部幹事候補者の被選挙人の選出にあたっては、支部役員会において役員改選選挙実施年度の7月1日現在の県別の会員数から1都9県の被選挙人の配分数を決め、選出する。

5) ただし、被選挙人の所属している団体(大学、短大、会社、他)の所在地、および居住地を考慮し、研究領域および所属の偏りが生じないように注意する。

6) 支部役員会において選出された約55名の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、21位までの候補者に、次期支部長候補者が研究領域および所属機関所在地の偏りの是正等のために指名する4名以内を加えて支部幹事候補者とする。

(支部監事候補者の選出)

6. 1) 支部監事候補者は、原則として現職があり、役員会に毎回出席可能な者とする。

2) 支部監事の被選挙人としては、65歳までを目途とし、支部役員経験者とする。

3) 支部役員会において選出された約5名の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、2位までの候補者をもって支部監事候補者とする。

(理事候補者の選出)

7. 1)本項における理事候補者とは、学会定款第22条第1項第1号の理事から、会長、副会長及び各支部長を除いた理事の選出のために、関東支部で選出する理事候補者をいう。((社) 日本家政学会役員選出規程第5条第1項)

2) 理事候補者は、本部委員会委員、または支部役員を2期以上経験した者の中から選出する。((社) 日本家政学会支部選挙規程 第5条第2項)

3) 理事候補者は代議員を兼ねることができない。((社) 日本家政学会支部選挙規程 第5条第3項第2号)

4) 本部の会長、副会長、監事経験者は理事候補者とししない。

5) 本部が大会時に招集する関連学会の学会長と併任することが明らかな場合は理事候補者とししない。関連学会とは、日本家庭科教育学会、日本農芸化学会、日本栄養・食糧学会、日本調理科学会、日本繊維製品消費科学会、日本消費者教育学会、日本保育学会、日本農学会、日本油化学会、繊維学会の以上10学会を指す。

6) 理事候補者の数は、算定定数(24名)に前年度末の学会正会員総数に対する支部正会員数の比率を乗じた数とする(端数は四捨五入)。((社) 日本家政学会支部選挙規程第5条第3項第1号)

7) 支部役員会において選出する理事候補者の選出のための被選挙人の数は本部で定められた関東支部への割当定数の約2倍とする。

8) 被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、本部で定められた定数をもって理事候補者とする。

(代議員の選出)

(理事被選挙人の選出)

7. 1)本項における理事被選挙人とは、学会定款第12条(1)の理事から、会長、副会長及び各支部長を除いた理事の選出のために、関東支部で選出する理事被選挙人をいう。((社) 日本家政学会役員選出規程 第7条1項)

2) 理事被選挙人は、本部委員会委員を4年以上または支部役員を2期以上経験した者の中から選出する。((社) 日本家政学会役員選出規程 第7条2項)

3) 理事被選挙人は代議員候補者を兼ねることができない。

4) 本部の会長、副会長、監事経験者は理事被選挙人とししない。

5) 本部が大会時に招集する関連学会の学会長と併任することが明らかな場合は理事被選挙人とししない。関連学会とは、日本家庭科教育学会、日本農芸化学会、日本栄養・食糧学会、日本調理科学会、日本繊維製品消費科学会、日本消費者教育学会、日本保育学会、日本農学会、日本油化学会、繊維学会の以上10学会を指す。

6) 理事被選挙人の数は、算定定数(41名)に前年度末の会員総数に対する支部会員数の比率を乗じた数とする(端数は四捨五入)。((社) 日本家政学会役員選出規程第7条3項(1))

7) 支部役員会において選出する理事被選挙人の選出のための被選挙人の数は本部で定められた関東支部への割当定数の約2倍とする。

8) 被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、本部で定められた定数をもって理事被選挙人とする。

(代議員候補者の選出)

8. 1) この申し合わせにおける代議員とは、関東支部から選出する代議員をいう。

2) 代議員は、本部役員を兼ねることができない。
((社) 日本家政学会 支部選挙規程 第5条3項理事候補者の規程より)

3) 支部の代議員数は、算定定数(概ね正会員50人の中から1人の割合)に前年度末の正会員総数に対する支部正会員数の比率を乗じた数とする(端数は四捨五入)。((社) 日本家政学会 支部選挙規程第3条2項(1))

4) 本部から提示された代議員の定数を支部別の会員数により比例配分する。

5) 代議員の選出にあたっては、支部会員の所属している団体の所在地、および会員の居住地を考慮し、研究領域および所属の偏りが生じないように注意し、支部幹事経験者および本部の各種委員経験者を中心に支部役員会において代議員被選挙人を選出する。

6) 本部の会長、副会長、監事経験者は代議員としない。

7) 支部役員会において選出された約45名の代議員被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、本部から提示された代議員の定数をもって代議員とする。

(支部役員候補並びに理事候補、代議員の選挙実施方法)

9. 1) 支部長候補者選挙、支部幹事候補者選挙、支部監事候補者選挙、理事候補者選挙ならびに代議員選挙は、郵便による投票で同時に行う。

8. 1) この申し合わせにおける代議員候補者とは、関東支部から選出する代議員候補者をいう。

2) 代議員候補者は、本部役員を兼ねることができない。((社) 日本家政学会役員選出規程第21条2項)

3) 本部から提示された代議員候補者の定数を支部別の会員数により比例配分する。

4) 代議員候補者の選出にあたっては、支部会員の所属している団体の所在地、および会員の居住地を考慮し、研究領域および所属の偏りが生じないように注意し、支部幹事経験者および本部の各種委員経験者を中心に支部役員会において選出する。

5) 本部の会長、副会長、監事経験者は代議員候補者とししない。

6) 本部が大会時に招集する関連学会の学会長と併任することが明らかな場合は代議員候補者とししない。

7) 支部役員会において選出された約45名の代議員候補者の被選挙人について支部正会員による選挙を実施し、本部から提示された代議員候補者の定数をもって代議員候補者とする。

(支部役員候補並びに理事候補、代議員候補の選挙実施方法)

9. 1) 支部長候補者選挙、支部幹事候補者選挙、支部監事候補者選挙、理事被選挙人選挙ならびに代議員候補者選挙は、郵便による投票

2) それぞれの選挙について各被選挙人名簿（五十音順に被選挙人の氏名、所属、コード番号を記載）に記載された被選挙人の中から、支部長候補者は1名を、支部幹事候補者は10名以内を、支部監事候補者は1名を、理事候補者は6名以内を、代議員は8名以内を選んで、各被選挙人のコード番号を、投票用紙のそれぞれの指定枠内に記入し、投票する。

3) 各選挙について同票の場合には、以下の順で候補者を決定する。

- ① 継続した本学会の正会員歴の長いもの
- ② ①が同じ条件の者が複数の時には、所属地域および団体、研究分野等のバランスを考慮して決定する。

（選出候補者の決定方法について）

10. 1) 支部長候補者の決定を第1とする。

2) 代議員及び理事候補者を選出する。代議員および理事候補者が重複する場合は、代議員から理事候補者及び支部長候補者を除き、代議員として次点者を順次繰り上げる。

3) 次に、支部監事候補者リストから理事候補者、支部長候補者を除き、支部監事候補者に次点者を順次繰り上げる。

4) 次に、支部幹事候補者リストから理事候補者、支部長候補者、および支部監事候補者を除き、支部幹事候補者として次点者を順次繰り上げる。

5) 選挙の結果について、支部臨時総会において承認を得た後に、各候補者として選出された者に対しては、就任期間および任務の内容等を示し、就任を依頼する。辞退の場合には次点者を順次繰り上げる。

で同時に行う。

2) それぞれの選挙について各被選挙人名簿（五十音順に被選挙人の氏名、所属、コード番号を記載）に記載された被選挙人の中から、支部長候補者は1名を、支部幹事候補者は10名以内を、支部監事候補者は1名を、理事被選挙人は6名以内を、代議員候補者は8名以内を選んで、各被選挙人のコード番号を、投票用紙のそれぞれの指定枠内に記入し、投票する。

3) 各選挙について同票の場合には、以下の順で候補者を決定する。

- ① 継続した本学会の正会員歴の長いもの
- ② ①が同じ条件の者が複数の時には、所属地域および団体、研究分野等のバランスを考慮して決定する。

（選出候補者の決定方法について）

10. 1) 支部長候補者の決定を第1とする。

2) 次に、理事会で選出された理事候補者の決定後、代議員候補者リストから理事候補者及び支部長候補者を除き、代議員候補者として次点者を順次繰り上げる。

3) 次に、支部監事候補者リストから理事候補者、支部長候補者を除き、支部監事候補者に次点者を順次繰り上げる。

4) 次に、支部幹事候補者リストから理事候補者、支部長候補者、および支部監事候補者を除き、支部幹事候補者として次点者を順次繰り上げる。

5) 選挙の結果について、支部臨時総会において承認を得た後に、各候補者として選出された者に対しては、就任期間および任務の内容等を示し、就任を依頼する。辞退の場合には次点者を順次繰り上げる。

(報告)

11. 1) 理事候補者及び代議員の選出結果は選挙年度の12月末日までに、支部長より日本家政学会役員選挙管理委員会委員長に報告する。((社) 日本家政学会 支部選挙規程第6条)

(支部選挙管理委員会)

12. 1) 支部長、支部役員候補、理事候補者、代議員の選挙の実施のために、支部選挙管理委員会をおく。

2) 支部選挙管理委員会は、支部役員会から選出された6名の役員で構成する。支部長は、選挙管理委員会委員長を兼務し、委員5名を指名する。

3) 支部選挙管理委員会は、選挙人、被選挙人の確定、投票用紙等の作成・郵送および開票など選挙に関するすべての事務を管理する。

(申し合わせの変更)

13. 本申し合わせの変更は支部役員会の議を経て、支部総会の承認を得なければならない。

付記

施行 平成12年1月29日

改正 平成15年4月19日

改正 平成16年4月17日

改正 平成19年4月21日

改正 平成23年4月16日

(報告)

11. 1) 理事候補者及び代議員候補者の選出結果は選挙年度の12月末日までに、支部長より日本家政学会役員選挙管理委員会委員長に報告する。((社) 日本家政学会役員選出規程第7条3項(3))

(選挙管理委員会)

13. 1) 支部長、支部役員候補、理事被選挙人候補、代議員候補の選挙の実施のために、選挙管理委員会をおく。

2) 選挙管理委員会は、支部役員会から選出された6名の役員で構成する。支部長は、選挙管理委員会委員長を兼務し、委員5名を指名する。

3) 選挙管理委員会は、選挙人、被選挙人の確定、投票用紙等の作成・郵送および開票など選挙に関するすべての事務を管理する。

(申し合わせの変更)

13. 本申し合わせの変更は支部役員会の議を経て、支部総会の承認を得なければならない。

付記

施行 平成12年1月29日

改正 平成15年4月19日

改正 平成16年4月17日

改正 平成19年4月21日